

上作延町会自主防災組織規約

(名称)

第1条 この組織は、上作延町会自主防災組織(以下「組織」という)と称する。

(本部の設置)

第2条 この組織の本部は、上作延町会会館に置く。災害発生時の場合はこの限りではない。

(目的)

第3条 組織は、地域住民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という)したときに人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災組織の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材の計画的整備、備蓄に関すること。
- (4) 地震等に対する災害予防及び減災に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事項。

(構成員)

第5条 組織は、上作延町会員をもって構成する。

(役員)

第6条 組織に次の役職を置き、その役員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 防災本部長は、町会長をあてる。
- (2) 防災副本部長は、町会副会長をあてる。
- (3) 一時避難場所責任者は、町会支部長をあてる。
- (4) 会計は、町会財務部をあてる。
- (5) 会計監査役は、町会監査をあてる。
- (6) 各班の班長及び副班長は、防災本部長が指名する者をあてる。

(班の構成)

第7条 組織には別途自主防災計画で定める班を置き、その班員は防災本部長と各班長及び副班長が協議し指名する。

(役員の任務)

- 第8条 防災本部長は組織を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 防災副本部長は防災本部長を補佐し、本部長に自己有る時はその職を代行する。
 - 3 総務班は地震等の発生時に本部長、副本部長を補佐し組織の運営に当たる。平常時には防災計画に基づき訓練を企画立案及び実施し、防災や減災意識の高揚を図る。
 - 4 一時避難場所責任者(支部長)は、一時避難場所の円滑な運営に努め応急活動等の指示を行い、本部長との連携を図る。
 - 5 会計は、組織の会計の運営に当たる。
 - 6 会計監査は、組織の会計を監査する。
 - 7 班長は、班を総括して運営に当たる。
 - 8 副班長は班長を補佐し、班長に事故有る時はその職を代行する。

(会議)

- 第9条 会議は自主防災組織役員会とする。
- 2 会議は防災本部長が招集し、その議長となる。
 - 3 会議は、全班員で構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 防災計画に関すること。
 - (2) 事業計画(訓練、資機材購入等)
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他本部長が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第10条 組織は、地震等による人命の安全確保と被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項につて定める。
 - (1) 防災知識の普及に関すること。
 - (2) 防災訓練の実施に関すること。
 - (3) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

(経費)

- 第11条 組織の運営に関する経費は、町会会計事業費の防災関連費をもってこれにあてる。
- 2 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。
 - 3 会計監査は、毎年一回監査役が行う。結果を会議に報告する。

附則 この規約は令和2年2月から施行する。 (2020年1月役員会承認)
令和2年9月5日改定1 (2020年9月役員会承認)